

美光園生活向上委員会規約補則

意見箱について

- ・ 意見箱を設置し、児童や職員の意見等を広く収集する。
- ・ 意見書の回収は毎週で委員会が行う。

意見について

- ・ 原則記名とする。その理由としては別紙を参照に、全員にその旨を周知する。無記名の意見については、下記ランクのA・Bを除き、その旨を告げた上で取り扱いしないものとする。
- ・ 意見についてはランク別に振り分け協議をする。その結果については掲示板等で報告をする。

意見のランク振り分けについて

- A 虐待等緊急を要するもの
- B 不適切なかかわり(マルトリートメント)
- C 要望等
- D 愚痴等

- ・ Aについては、委員会は緊急呼集をして協議・指導・改善を行う。
- ・ Bについては定期協議とする。ただし、意見内容については速やかに委員間で伝達を行う。また、協議事項の第1位とする。
- ・ C・Dについては定期協議とする。また、内容によっては各部門やグループ、担当へ協議を送る。

指導について

- ・ 当事者には面接をして、問題点や改善点等を伝える。委員は2名で行う。
- ・ 必要に応じて、主任等を呼集し対応を諮る。

報告について

- ・ 指導ケースは職員会議等および掲示板等で報告をする。その際はプライバシー等に配慮する。
- ・ そのほかの協議事項についても同様であるが、C・Dケースでは委員会以外に担当者からの報告も行う。

研修について

- ・ 委員会主催で園内研修等を行い、資質向上に努める。